

関東学院公的研究費に係る内部監査取扱内規

(2010年2月18日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、学校法人関東学院内部監査規程（以下「規程」という。）第3条に基づき、関東学院大学（以下「大学」という。）における公的研究費の内部監査に関し必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この内規の対象となる公的研究費は、関東学院大学競争的資金等の運営・管理に関する規程の適用を受ける公的研究費とする。

(監査区分)

第3条 公的研究費の内部監査を次の各号のとおり区分する。

- (1) 科学研究費補助金の通常監査（以下「科研費通常監査」という。）
- (2) 科学研究費補助金の特別監査（以下「科研費特別監査」という。）
- (3) 科学研究費補助金を除く公的研究費の監査（以下「公的研究費監査」という。）
- (4) 公的研究費管理体制の監査（以下「機関監査」という。）

(監査対象等)

第4条 前条各号に定める内部監査の対象は、次の各号のとおりとする。

- (1) 科研費通常監査
大学において、科学研究費補助金の交付を受けている研究課題数の概ね10%を対象とし、その抽出は公的研究費に係る内部監査委員会（以下「委員会」という。）が行う。
- (2) 科研費特別監査
科研費通常監査の対象となった研究課題のうち、概ね10%を対象とし、その抽出は委員会が行う。
- (3) 公的研究費監査
科学研究費補助金を除く公的研究費を対象とする。
- (4) 機関監査
公的研究費の管理体制全般を対象とする。

(監査方法)

第5条 前条に定める監査は原則として毎年実施することとし、委員会がこれを行う。監査方法は次の各号のとおりとする。

- (1) 科研費通常監査
各種申請書、証憑等の書類確認により実施する。監査の結果、必要に応じて研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。
- (2) 科研費特別監査
各種申請書、証憑等の書類確認に加えて、物品確認等の事実確認を行い、より詳細に監査する。監査の結果、必要に応じて研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。
- (3) 公的研究費監査
科研費通常監査及び科研費特別監査に準じて行う。
- (4) 機関監査
各種の書類確認に加え、必要に応じて公的研究費の管理体制に関与する関係者にヒアリングを行い、不正防止を含めた管理体制の有効性を検証する。

2 委員会は、監事及び独立監査人と連携し、その助言を活用することができる。

(結果報告)

第6条 内部監査室長は、委員会で実施した監査の結果を、理事長及び管理体制の最高管理責任者である学長に報告しなければならない。

(監査事務局)

第7条 監査の事務は、内部監査室が所管し、研究推進課が協力する。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、理事会が行う。

附 則

この内規は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2015年2月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2017年2月23日に改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2019年11月14日に改正し、2020年4月1日から施行する。